

路線バスネットワーク関係者協議会 開催要綱

(名称)

第1条 本会は、「路線バスネットワーク関係者協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、運転士不足等によって路線バスサービスの供給力の減少が見込まれる中でも、新潟交通株式会社の路線バスをネットワークとして最大限機能させることに加え、全市的なバスサービスの在り方の検討やバス交通の改善に取り組むため、学識経験者や交通事業者、バス利用者、関係行政機関の職員などにより、幅広く議論を行うことを目的とする。

(委員構成)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 協議会には、前項に規定する委員の他、必要に応じて有識者等の出席を求めることができる
- 3 委員の任期は令和12年3月31日までとする。

(協議会)

第4条 協議会は、新潟市と新潟交通株式会社が令和5年12月22日に締結した「新潟駅南北市街地一体化に資するバス交通の実現および路線バスネットワークの維持に向けた連携協定書」第4条に基づき開催する。

- 2 協議会は原則公開とする。ただし、新潟市及び新潟交通株式会社において機密性の高い情報を扱うと判断する際には、全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、新潟市及び新潟交通株式会社の共同とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項が生じた場合は、別途協議するものとする。

附 則

〔施行期日〕

この要綱は、令和7年1月21日から施行する。

別表

路線バスネットワーク関係者協議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

長岡技術科学大学 環境社会基盤系	教授 佐野 可寸志
筑波大学 システム情報系社会工学域	教授 谷口 綾子
新潟大学 経済科学部	准教授 長谷川 雪子
新潟商工会議所 新潟活性化委員会	委員長 長谷川 克弥
新潟市区自治協議会 会長会議	座長
新潟県バス協会	専務理事
新潟交通株式会社 乗合バス部	部長
国土交通省 北陸信越運輸局交通政策部交通企画課	課長
国土交通省 北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課	課長
国土交通省 北陸地方整備局新潟国道事務所調査課	課長
新潟県 交通政策局交通政策課	課長
新潟県 警察本部交通部交通規制課	課長
新潟市 政策企画部	部長
新潟市 都市政策部	部長